

## 塩竈市復興推進計画

平成25年10月18日

宮城県塩竈市

### 1 復興推進計画の区域

塩竈市全域

### 2 計画の目標

塩竈市は、古くから天然の良港に恵まれ、漁港や港湾を活用し「みなとまち」として大きく発展してきた。発展の礎を担った基幹産業は水産業・水産加工業である。なかでも市内事業所のうち最多数が従事する卸売・小売業において、水産物卸売業を主とする農畜産物・水産物卸売業が卸売業の年間商品販売額総額の66.7%を占めている。

しかし、東日本大震災の津波により、事業所の多くが沿岸地域に位置する水産業・水産加工業は甚大な被害を受け、立て直しが急務となっている。塩竈市における死者・災害関連死は65名、被災家屋は13,333件、被害額は約1,100億円であり、産業面では水産物卸売業と同等の規模を有する水産加工品生産高が58億円を超える減額となった。

「塩竈市震災復興計画」において基本理念とする「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるよう」なまちづくりを目指すためには、水産業・水産加工業の再生・復興を促進して地域経済の活性化を図ることが必要である。このため、本市の中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することにより、水産業の強化を通じて、地域経済の活性化を牽引し、市内産業の再生・復興を図るとともに雇用を創出する。

### 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって地域経済の活力再生及び安定雇用の確保を促進するため、本市の主力産業である水産物卸売業を含む卸売・小売業における年間商品販売額の約50%を占める中核的な産業である飲食料品卸売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地するカネヨ山野辺水産株式会社（以下「対象事業者」という。）が冷蔵冷凍処理加工施設を整備するため、当施設の整備に必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市において、飲食料品卸売業は卸売・小売業の中で年間商品販売額が第一位である中核的な産業である。その中で本事業は、飲食料品卸売業における年間商品販売額の概ね6分の1を占める対象事業者が実施するものであり、また、当該事業の投資の規模は、同業種の設備投資平均額を上回っている。

以上のことから、当該冷蔵冷凍処理加工施設の整備を行うことは、地域の産業の活性化に寄与するものであり、目標に掲げた「水産業の強化を通じて、地域経済の活性化を牽引し、市内産業の再生・復興を図るとともに雇用を創出する」ために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

東日本大震災により、本市の基幹産業である水産業・水産加工業の施設・設備が被災し、魚市場の漁船受入能力や後背地の加工・冷凍冷蔵能力が低下し、本市の地域経済に多大な影響があった。本市の経済の復興のために、これらの施設・設備の整備は急務である。

一方で、業務には多量の凍結、冷凍保管が必要であるため、現冷蔵庫施設の施設能力を超えた凍結、冷凍保管は他地区の同業者へ委託している状況にある。水産業の復興スピードの加速・雇用創出、更なる漁船誘致と輸出増加のためには、凍結・冷蔵冷

凍保管能力を持ち、より付加価値が高い水産加工品を製造する、高度衛生管理型施設の整備が必須である。

当該施設の整備による効果として、漁船の誘致及び輸出増加に加え、地元の関連産業の包装資材、荷役、運送、燃料の各業界の雇用創出と経済効果が期待できる。

対象事業者は、塩竈市魚市場の水揚げ陸送部門で10数年連続一位となる実績を有しており、魚市場に水揚げされた原料の水産加工業者への安定供給、水産加工品の量販店等向け供給、冷凍魚の輸出入等を通じて、漁船の塩竈港への水揚げを定着させ、本市の水産業・水産加工業に大きな役割を果たしている。

本事業の実施により、基幹産業である水産業・水産加工業の発展が見込まれ、地域の活力が回復する。この効果は、塩竈市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

## 6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする塩竈市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。